

 県章	滋賀県公報	平成 21 年（2009 年） 11 月 18 日 第 3169 号 水曜日
		毎週月・水・金曜 3 回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）	
○ 規 則	
※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
○ 告 示	
※口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正（県民情報室）	2
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害者自立支援課）	2
障害者自立支援法による指定相談支援事業者の事業所の所在地変更の届出（障害者自立支援課）	2
入札参加者に必要な資格等（監理課）	2
○ 公 告	
地域森林計画の案の縦覧公告（森林政策課）	3
地域森林計画の変更の案の縦覧公告（森林政策課）	4
大規模小売店舗の新設の届出の公告（商業振興課）	4
公共測量実施公告（監理課）	5
草津市野路西部土地区画整理組合理事の氏名および住所の公告（都市計画課）	5
一般競争入札の公告（下水道課）	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任公告（湖東）	9
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
平成21年度滋賀県職員採用選考実施公告	9

規 則	
滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月18日 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子	
滋賀県規則第66号	
滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則	
滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。 第 6 条の表知事直轄組織の部防災危機管理局の款中第19号を第20号とし、第16号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の 1 号を加える。 (16) 滋賀県メディカルコントロール協議会に関すること。 別表第 5 滋賀県国民保護協議会の項の次に次のように加える。	
滋賀県メディカルコントロール協議会	消防法第35条の 8 第 1 項および第 4 項の規定による傷病者の搬送および傷病者の受入れの実施に関する基準の協議ならびに同基準に基づく傷病者の搬送および傷病者の受入れの実施に係る連絡調整ならびに知事に対する意見の具申に関する事務
防 災 危 機 管 理 局 健 康 福 祉 部 医 務 薬 務 課	
付 則	
この規則は、公布の日から施行する。	

告 示	
-----	--

滋賀県告示第606号

平成 7 年滋賀県告示第466号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

表高等技術専門校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）推薦入校選考試験の項中

「 総合得点 」	を	「 自動車整備科にあつては、 筆記試験の科目別得点お よび総合得点 生産システム制御科およ びコンピュータ制御科に あつては、総合得点 」	に改め、同表高等技術専門校普通職業訓練
----------------	---	--	---------------------

普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）一般入校選考試験の項中

「 筆記試験の科目別得点お よび総合得点 」	を	「 自動車整備科にあつては、 筆記試験の科目別得点お よび総合得点 生産システム制御科およ びコンピュータ制御科に あつては、総合得点 」	に改める。
---------------------------------	---	--	-------

付 則

この告示は、平成21年11月18日から施行する。

滋賀県告示第607号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更正医療機関および育成医療機関

自 立 支 援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・ 育成医療	とまと薬局行畑店	野洲市行畑728番地	薬局	永 野 健太郎	平成 21. 11. 1

滋賀県告示第608号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第 1 項の指定相談支援事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の旧所在地	事 業 所 の新所在地	名 称	事業所番号	変更年月日
精神障害者地域生活支 援センターふらっと	近江八幡市鷹飼 町52	近江八幡市宇津 呂町19番地 6	社会福祉法人きぼ う	2530400015	平成 21. 10. 8

滋賀県告示第609号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成 8 年滋賀県告示第171号）の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請できる業種 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち機械器具設置工事
- 2 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日（以下「審査基準日」という。）において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
 - (1) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
 - (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における機械器具設置工事に係る総合評価値が1,000点以上であること。
- 3 申請書類および配布開始時期
 - (1) 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書（2(2)の要件を満たすことを証するものに限る。）の写し

イ 機械器具設置工事に係る工事経歴書（アの通知書「完成工事高」欄に記載のある基準決算および基準決算以前の決算に対応するものに限る。）

ウ 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表

エ 建設業許可証明書（審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。）の写し
 - (2) 配布開始時期 平成21年11月18日（水）午前9時
- 4 申請書類の受付時間 平成21年11月19日（木）から平成21年12月3日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。

なお、申請者が、他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。
- 5 申請書類の配布および受付場所 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県土木交通部監理課審査契約担当 TEL 077-528-4116
- 6 申請書類に使用する言語 日本語
- 7 一般競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (3) 資格の審査の申請における重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- 8 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目
- 9 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 10 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から平成22年3月31日までとする。

公 告

地域森林計画の案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき湖北地域森林計画（計画期間平成22年4月1日から平成32年3月31日まで）をたてたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 森林計画区の名称 湖北森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2
- 3 地域森林計画の案の縦覧の期間および時間 平成21年11月18日から平成21年12月18日までの各縦覧場所における

執務時間内

地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき湖南地域森林計画（計画期間平成20年4月1日から平成30年3月31日まで）を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 森林計画区の名称 湖南森林計画区
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1－1
滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2－1
滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7－23
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 平成21年11月18日から平成21年12月18日までの各縦覧場所における執務時間内

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ケーズデンキ八日市店 東近江市中小路町字前鏡714番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町1－13－20 代表取締役 井川留雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市柳町1－13－20 代表取締役 井川留雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成22年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,866.26平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 134台
- 7 駐輪場の収容台数 20台
- 8 荷さばき施設の面積 118.65平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 63.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前9時
 - (2) 閉店時刻 午後9時30分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 14 届出年月日 平成21年10月30日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1－1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1－1
滋賀県東近江環境・総合事務所総務課 東近江市八日市緑町7－23
東近江市産業振興部商工観光課 東近江市八日市緑町10－5
 - (2) 縦覧期間 平成21年11月18日から平成22年3月18日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成22年 3 月18日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1－1

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、安土町長 大林 宏から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（都市計画、道路台帳）
2 作業の地域 安土町全域
3 作業の期間 平成21年 7 月 2 日から平成22年 2 月26日まで

草津市野路西部土地区画整理組合理事の氏名および住所の公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり草津市野路西部土地区画整理組合の理事の氏名および住所の届出があった。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

住 所	氏 名
草津市野路町646番地 2	石 本 巖
草津市野路八丁目10番38号	岡 田 正 紀
草津市野路七丁目14番13号	木 村 幸太郎
草津市野路八丁目 9 番19号	木 村 武 生
草津市野路七丁目 8 番 5 号	木 村 豊 知
草津市野路町577番地	熊 川 寛 治
草津市野路町530番地 2	杉 江 彰 治
草津市野路町575番地	杉 江 喜 義
草津市野路町431番地 1	杉 江 貞 男
草津市南草津三丁目 5 番地 6	杉 江 達 也
草津市南草津三丁目 7 番地 6	杉 江 弘
草津市野路町449番地	杉 江 善 春
草津市野路五丁目 4 番10号	深 尾 健 夫
草津市野路六丁目13番 6 号	福 井 安兵衛
草津市野路町395番地	古 川 康 行
草津市野路八丁目10番19号	宮 崎 光 男
草津市南草津二丁目 2 番地 2	社会福祉法人 しあわせ会 理事長 遠 藤 勉

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 2 号炉更新工事に伴う工事請負契約について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 および第167条の10の 2 第 6 項の規定により公告する。

平成21年11月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 入札に付する事項等
(1) 工事名 平成21年度 第 6 号 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 2 号炉更新工事
(2) 工事場所 草津市矢橋町
(3) 工事概要 本工事は、現在稼働中の琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 2 号焼却溶融炉の更新施設として、新たに汚泥焼却炉（今回対象計画汚泥焼却量120 t／日）を建設するものである。
(4) 工期 本契約成立の日より 5 日以内の日から平成26年 3 月25日まで
(5) 概算金額 4, 400, 000, 000円（実施設計費、消費税および地方消費税を含む。）未満
(6) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。

(7) 本入札は、実施設計、施工および運転・維持管理等に係る技術提案を求め、入札価格と入札価格以外の評価項目を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式ならびに技術提案に基づいた実施設計および施工を一括して発注する高度技術提案型設計・施工一括発注方式である。

2 入札に参加する者に必要な資格 入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加者に必要な資格等（平成21年滋賀県告示第609号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 経営規模等評価結果通知書（この公告の日（以下「公告日」という。）において有効であり、かつ最新ののものに限る。）における機械器具設置工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (5) 経営規模等評価結果通知書における機械器具設置工事の完成工事高が20億円以上であること。
- (6) 本工事の主要機器である下水汚泥焼却炉を自社で設計および製造することができ、かつ、据付および試運転の調整の現地施工ができる者であること。ただし、自社製造については自社設計による外注も含むものとする。
- (7) 公告日の前日から起算して前15年以内の期間（以下「前15年間」という。）において、官公庁所管の1基当たり処理能力が50 t／日以上焼却炉の設置に係る工事（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。以下「同種工事」という。）を単体で、または共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限る。）として元請契約し、施工し完成させた実績を有する者であること。

(8) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(9) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(10) 本入札に係る総合評価落札方式補助業務の受託者と資本関係または人的関係がないこと。

(11) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者または監理技術者をこの工事に配置できること。ただし、据付過程での施工着手から竣工までの期間について専任で1名以上配置できること。なお、工場製作過程の配置予定技術者と据付過程の配置予定技術者は、同一でなくてもよい。

(7) 機械器具設置工事に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者であること。

(イ) 前15年間に、主任技術者または監理技術者として同種工事に1年間以上の従事経験を有する者であること。

(ロ) 申請書の提出日において3か月以上の雇用関係にある者であること。

(ハ) 監理技術者にあつては、機械器具設置工事の監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ この工事の設計業務にあたり、その業務の履行期間に次に掲げる要件を満たす管理技術者および照査技術者を配置できること。なお、管理技術者の重複業務は、500万円以上の発注実質業務（一時中止等を除く。）5件までとする。

(7) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（平成18年7月24日改正）」で（琵琶湖環境部、土木交通部関係）の業務Aに対応する技術者（上下水道部門）で、下水道に係る設計業務の実績を有する者

イ APECエンジニア（専門分野は「Civil」、「Structural」に限る。）で、下水道に係る設計業務の実績を有する者

(イ) 申請書の提出日において3か月以上の雇用関係にある者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 入札に関する事項 入札参加者は、入札価格および高度な技術提案をもって入札に参加し、次に掲げる要件に該当する者のうち、(2)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

ア 標準点を100点とし、加算点の最高点を70点とする。

イ 最低限の要求要件を満たす場合に標準点を与え、さらに技術提案の内容に応じ加算点を与える。なお、評価項目の詳細は、入札説明書による。

ウ 入札価格と入札価格以外の評価項目による総合評価は、入札参加者の標準点と、(2)イによって得られる加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 技術提案の採否に関する事項

ア 技術提案書の採否については、平成22年6月1日(火)に通知を発送する。

イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加することができない。

(4) 提案の履行に関する事項 受注者の責により、入札時の評価内容が履行されていないと判断した場合は、工事成績評定を減じる。また、契約違反として取り扱う場合がある。

4 入札手続

(1) 担当部課

ア 本入札および契約の担当部課、契約条項を示す担当部課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 総務調整担当（滋賀県庁新館4F） 電話 077-528-4211、FAX 077-528-4908

イ 本入札参加資格および技術提案等に関する担当部課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 流域下水道担当（滋賀県庁新館4F） 電話 077-528-4221、FAX 077-528-4908

(2) 入札説明書等の交付

ア 期間 平成21年11月19日(木)から平成22年6月17日(木)までの午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 場所 (1)アに示す場所

ウ 方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-Rに替わるCD-Rを提出すること。

(3) 申請書および入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出

ア 期間 平成21年11月19日(木)から平成21年12月15日(火)までの午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 場所 (1)アに示す場所

ウ 方法 持参による。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期間 平成21年11月19日(木)から平成21年12月15日(火)までの午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

イ 場所 (1)アに示す場所

ウ 方法 持参による。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、平成21年12月28日(月)に書面により通知する。

イ 提出期限までに申請書および資料を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(6) 技術提案書等の提出およびヒアリングの実施

技術提案書およびその添付書類ならびに見積設計図書（以下「技術提案書等」という。）を次のとおり提出しなければならない。また、提出された技術提案書等についてヒアリングを実施する。ヒアリングの出席者は技術提案書等の内容を適切に説明できる者とする。

ア 提出期間 平成21年11月19日(木)から平成22年2月19日(金)午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日および祝日ならびに12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。)

イ 提出場所 (1)イに示す場所

ウ 提出部数 正本1部、副本2部および電子データ(CD-R)3部

エ 提出方法 持参による。

オ ヒアリングの日時等については、別途通知する。

カ 作成、提出およびヒアリング等に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 技術対話の実施 技術提案書等の提出があった者に対して次に掲げる期間に技術対話を行う場合がある。技術

対話において、県が提案者へ改善を要請した場合、あるいは提案者より改善提案があってそれを県が認めた場合は、技術提案書等を改善することができる。技術提案書に係る改善通知を受領した提案者は、その内容に従い、再技術提案書を提出しなければならない。詳細は入札説明書による。

ア 期間 平成22年 3 月15日(月)から平成22年 3 月18日(木)まで

(8) 再技術提案書の提出

ア 期間 平成22年 3 月23日(火)から平成22年 4 月12日(月)午後 4 時まで(ただし、土曜日および日曜日を除く。)

イ 場所 (1)イに示す場所

ウ 方法 持参による。

エ 作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(9) 入札および開札の日時等

ア 日時 平成22年 6 月18日(金)午後 1 時30分

イ 場所 大津市松本一丁目 2-1 大津合同庁舎 3 階入札室

ウ 方法 持参または郵送によるものとし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあつては、書留郵便によることとし、「琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 2 号炉更新工事入札書在中」と記載した表封筒に封緘し、平成22年 6 月17日(木)までに、滋賀県琵琶湖環境部下水道課総務調整担当(〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1)に到着したものに限り受け付ける。

オ 積算内訳書の提出

(7) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

(4) 積算内訳書の様式は、別に定めた様式を使用すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。なお、期限までに入札保証金の納付等がない者は、この入札に参加することができない。なお、落札者がその責により契約を締結しないときは、入札金額の100分の 5 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

イ 契約保証金 落札金額の100分の10以上(低入札価格調査基準価格を下回る金額であつたため調査対象工事となり、調査の結果、落札者となった者と契約するときについては、落札金額の100分の30以上)を納付すること。ただし、利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結または公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第199条の規定に該当する入札

イ 申請書、資料または技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 滋賀県建設工事入札執行要領および本公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法 3 (1)に定める評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適正であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 本入札は、低入札価格調査制度で定めている判断基準のうち、数値的判断基準は設けない。

(6) 低入札価格調査基準価格を下回る金額であつたため調査対象工事となり、調査の結果、落札者となった者と契約するときについては、落札者は、2 (1)アで配置する主任技術者または監理技術者とは別に同等の要件(ただし、2 (1)ア(4)の要件は除く。)を満たすもう 1 名別の技術者を工場製作過程と据付過程に配置しなければならない。

(7) 契約の締結

ア 本工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、本工事の契約締結までの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(7) 2 (1)、(2)または、(8)の要件を満たさなくなった場合

(4) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

(8) 支払条件

ア 本工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 部分払の有無 有

(9) 現場説明の有無 無

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Second Sludge Incinerator update in Konanchubu sewage treatment plant, which is one of the facilities of Lake Biwa Basin-wide sewerage system in Konanchubu district

(2) Deadline for submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualification : 4 : 00 PM, December 15 2009

(3) Date and time of submission of bids : 1 : 30 PM, June 18 2010 (Deadline for bids submitted by mail : June 17 2010)

(4) Contact point for bids documentation : General Affairs and Accounting Group, Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu City, Shiga, 520-8577, Japan, TEL 077-528-4211

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、犬上川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年11月18日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 田 中 靖 志

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	山 崎 義 勝	犬上郡甲良町大字長寺383番地 1

病院事業庁公告

平成21年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成21年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成21年11月18日

滋賀県病院事業庁長 谷 口 日出 夫

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選 考 区 分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
臨床工学技士	1 名	県立病院における臨床工学技士としての業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選 考 区 分	所 有 す べ き 資 格	年 齢
臨床工学技士	臨床工学技士免許を有する者（平成22年3月までに臨床工学技士養成課程を卒業した者または卒業する見込みの者で、平	昭和49年4月2日以降に生まれ た者（平成21年4月1日におけ

	成21年度中に行われる臨床工学技士国家試験を受験し、免許 を取得する見込みのものを含む。）	る年齢が35歳未満)
--	--	------------

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 給与等

選 考 区 分	給 料 月 額	備 考
臨床工学技士	174,600 円	短大 3 年課程卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額他に扶養手当、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

イ 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

ウ これらの金額は平成21年 4 月 1 日現在のものであり、改定される場合があります。

(2) 採用の時期 平成22年 4 月 1 日

(3) 勤務場所 滋賀県立成人病センター等

4 選考の日程および場所

日程 平成21年12月13日（日）

時間 午前 8 時45分集合

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目 4 番30号）

5 選考方法

選 考 区 分	試 験 の 程 度	種 目	内 容
臨床工学技士	短大卒業程度	教養試験	択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。
		論文試験	識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。
		口述試験	臨床工学技士としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
		適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。
		書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用はできません。）。

※ 教養試験は択一式のマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

6 結果発表 原則として、選考の実施後14日以内に通知します。

7 受験手続および受付期間

(1) 持参または郵送により申し込む場合

ア 受験手続 受付時提出書類を受付期間内に、病院事業庁経営管理課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分を書いて、特定記録または簡易書留により送付して下さい。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。

選考当日に、選考当日提出書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提 出 書 類	備 考
受 付 時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面にあて先を明記してください。 <u>郵送で申し込む場合のみ必要です。</u>

選考当日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	受験資格を証明する免許証原本とコピー 1 部	免許取得済みの者 原本は、当日返却します。
	臨床工学技士養成機関の卒業（見込）証明書 1 通	免許取得見込みの者

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内） 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、受付票をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けて選考当日持参してください。

選考当日に、選考当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
選考当日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	メールで受信した受付票に最近 6 か月以内に撮影した写真をはり付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	受験資格を証明する免許証原本とコピー 1 部	免許取得済みの者 原本は、当日返却します。
	臨床工学技士養成機関の卒業（見込）証明書 1 通	免許取得見込みの者

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課（成人病センター内）で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成 21 年度 滋賀県職員採用選考受験願書請求（臨床工学技士）」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

選 考 区 分	受 付 方 法	受 付 期 間
臨床工学技士	持 参	平成 21 年 11 月 18 日（水）から平成 21 年 12 月 2 日（水）まで ※ 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます（土曜、日曜および祝日を除く。）。
	郵 送	平成 21 年 11 月 18 日（水）から平成 21 年 12 月 1 日（火）まで ※ 平成 21 年 12 月 1 日（火）までの消印有効
	インターネット	平成 21 年 11 月 18 日（水）正午から平成 21 年 12 月 1 日（火）17 時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

8 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない。」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

9 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番 30 号 電話 077-582-5852

